岐阜県公報

号外　毎週（火曜日 金曜日）発行（休日に当たるときは翌日）

平成十九年六月十八日

目　次

告　示

○化学的酸素要求量に係る総量規制基準　（地球環境課）　ページ　一
○窒素含有量に係る総量規制基準　（同　）　一二
○りん含有量に係る総量規制基準　（同　）　二一

公　示

○水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の決定　（同　）　二八

号外(一)　平成十九年六月十八日

告　示

岐阜県告示第四百三十七号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）第四条の五第一項及び第二項の規定により、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第二第二号イに掲げる区域内の特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のように定め、平成十九年九月一日から適用し、化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成十四年岐阜県告示第三百八十八号）は、廃止する。ただし、平成二十一年三月三十一日までの間は、C_c、C_{co}、C_{ci}及びC_{cj}（平成十九年九月一日以後に法第二条第二項に規定する特定施設（法第二条第三項に規定する指定地域特定施設を含む。以下「特定施設」という。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（以下「増加する特定排出水の量」という。）に対応するC_{cj}を除く。）に相当する値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値並びにQ_{ci}及びQ_{cj}（「増加する特定排出水の量」を除く。）に相当する値については、なお従前の例による。

平成十九年六月十八日

岐阜県知事　古　田　肇

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表下欄に掲げるとおりとする。

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
一　昭和五十五年七月一日前に設置されている指	

	定地域内事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、二の項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
二	昭和五十五年七月一日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後に法第五条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（三の項から十八の項までに掲げるものを除く。）	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
三	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百二十七号。以下「昭和五十六年改正政令」という。）の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含み、四の項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
四	昭和五十六年改正政令の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和五十六年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
	事業場となった工場又は事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
五	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第百五十七号。以下「昭和五十七年改正政令」という。）の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十七年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含み、六の項に掲げるものを除く。）	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
六	昭和五十七年改正政令の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった事業場（昭和五十七年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和五十七年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
七	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百五十二号。以下「昭和六十三年改正政令」という。）の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十三年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含み、八の項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

八	昭和六十三年改正政令の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十三年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和六十三年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
九	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成二年政令第二百六十六号。以下「平成二年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（十の項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
十	平成二年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成三年四月一日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
十一	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成三年政令第二百四十号。以下「平成三年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（十二の項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
十二	平成三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成三年十月一日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成三年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
十三	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十年政令第百七十三号。以下「平成十年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（十四の項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
十四	平成十年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十年六月十七日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
十五	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十一年政令第四百十二号。以下「平成十一年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（十六の項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
十六	平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十二年三月一日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
十七	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百一号。以下「平成十三年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（十八の項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
十八	平成十三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十三年七月一日以後に法第五条又は第七	

条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十三年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

$$Lc=(Ccj\cdot Qcj+Cci\cdot Qci+Cco\cdot Qco)\times 10^{-3}$$

備考　この表に掲げる式において、Lc、Cc、Qc、Ccj、Cci、Cco、Qcj、Qci及びQcoは、それぞれ次の値を表すものとする。

Lc　排出が許容される汚濁負荷量（単位　一日につきキログラム）

Cc　別表化学的酸素要求量の欄（以下「第三欄」という。）(1)に掲げる化学的酸素要求量（単位　一リットルにつきミリグラム）

Qc　特定排出水の量（単位　一日につき立方メートル）

Ccj　第三欄(3)に掲げる化学的酸素要求量（単位　一リットルにつきミリグラム）

Cci　第三欄(2)に掲げる化学的酸素要求量（単位　一リットルにつきミリグラム）

Cco　Ccと同じ値（単位　一リットルにつきミリグラム）

Qcj　平成三年七月一日（十二の項にあっては平成三年十月一日、十四の項にあっては平成十年六月十七日、十六の項にあっては平成十二年三月一日、十八の項にあっては平成十三年七月一日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量（同日以後に設置された又は設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位　一日につき立方メートル）

Qci　昭和五十五年七月一日（四の項にあっては昭和五十七年七月一日、六の項にあっては昭和五十八年一月一日、八の項にあっては昭和六十三年十月一日、十の項にあっては平成三年四月一日）から平成三年六月三十日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した特定排出水の量（同期間に設置された指定地域内事業場に係る場合にあっては特定排出水の量（Qcjを除く。））（単位　一日につき立方メートル）

Qco　特定排出水の量（Qcj及びQciを除く。）（単位　一日につき立方メートル）

別表

化学的酸素要求量に係る総量規制基準

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位　一リットルにつきミリグラム）(1)	(2)	(3)	備考
二	畜産農業	二一〇	八〇	七〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	六〇	六〇	
四	非金属鉱業	二〇	二〇	二〇	
五	肉製品製造業	四〇	四〇	三〇	
六	乳製品製造業	五〇	三〇	二〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)の値は、三〇とする。
七	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	五〇	五〇	三〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	四〇	四〇	三〇	
九	寒天製造業	二一〇	一〇〇	一〇〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三〇	三〇	二〇	
一一	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）				
一二	冷凍水産物製造業				
一三	冷凍水産食品製造業	四〇	四〇	三〇	
一四	水産食料品製造業（八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	五〇	四〇	四〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	七〇	六〇	五〇	
一六	野菜漬物製造業	六〇	六〇	四〇	
一七	味そ製造業	八〇	七〇	三〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	八〇	七〇	四〇	
一九	うまみ調味料製造業	二〇	二〇	二〇	
二〇	ソース製造業	三〇	三〇	三〇	
二一	食酢製造業				

二三	砂糖精製業	四〇	四〇	三〇
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	九〇	六〇	三〇
二四	小麦粉製造業	三〇	三〇	三〇
二五	パン製造業	三〇	三〇	二〇
二六	生菓子製造業	五〇	五〇	四〇
二七	ビスケット類・干菓子製造業	四〇	四〇	三〇
二八	米菓製造業	六〇	六〇	五〇
二九	パン・菓子製造業（二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	五〇	四〇	三〇
三〇	植物油脂製造業	四〇	四〇	三〇
三一	動物油脂製造業			
三二	食用油脂加工業	五〇	五〇	四〇
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			
三四	穀類でんぷん製造業	六〇	五〇	四〇
三五	めん類製造業	四〇	三〇	三〇
三七	豆腐・油揚製造業	五〇	四〇	三〇
三八	あん類製造業	六〇	六〇	五〇
三九	冷凍調理食品製造業	五〇	三〇	三〇
四〇	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	三〇	三〇	三〇
四一	清涼飲料製造業	五〇	四〇	三〇
四二	果実酒製造業	三〇	三〇	三〇
四三	ビール製造業			

四四	清酒製造業	七〇	四〇	三〇
四五	蒸留酒・混成酒製造業	六〇	四〇	二〇
四六	インスタントコーヒー製造業	二〇	二〇	二〇
四七	配合飼料製造業			
四八	単体飼料製造業			
四九	有機質肥料製造業			
五〇	たばこ製造業	三〇	二〇	二〇
五一	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	四〇	三〇	三〇
五五	繊維工業（五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	八五	八〇	八〇
五七	繊維工業で麻製織工程に係るもの	九〇	九〇	九〇
五八	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練、漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	四〇	四〇	三〇
五九	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。） ア：日平均排水量五、〇〇〇㎥以上の事業場に限る。	二〇	九〇	八〇
	イ：日平均排水量五、〇〇〇㎥未満の事業場に限る。	二〇	一〇〇	八〇
六〇	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付	二〇	九〇	九〇

	帯加工処理工程を含む。）に係るもの				
六二	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	一〇〇	九〇	五〇	
六三	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの				
	ア 日平均排水量五、〇〇〇㎥以上の事業場に限る。	九〇	六〇	五〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)の値は、六〇とする。
	イ 日平均排水量五、〇〇〇㎥未満の事業場に限る。	一〇〇	七〇	六〇	
六三	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	一三〇	一〇〇	八〇	
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	九〇	八〇	七〇	
六五	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	四〇	四〇	四〇	
六六	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの				
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの				
六八	繊維工業（五五の項から前項までに掲げるものを除く。）	九〇	七〇	四〇	
六九	一般製材業又は木材チップ製造業	五〇	四〇	四〇	
七〇	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	三〇	三〇	三〇	接着機洗浄水を循環するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。
七一	木材薬品処理業	二〇	二〇	二〇	
七二	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	七〇	七〇	六〇	
七三	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	六〇	六〇	六〇	

	イトパルプ製造工程に係るもの				
七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	五〇	五〇	五〇	
七七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でケミグランドパルプ製造工程又は未さらしケミグランドパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	七〇	七〇	七〇	
七八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	八〇	八〇	八〇	
七九	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	六〇	五〇	四〇	
八〇	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの				
	ア 日平均排水量五、〇〇〇㎥以上の事業場に限る。	一〇〇	九〇	七〇	
	イ 日平均排水量五、〇〇〇㎥未満の事業場に限る。	一〇〇	一〇〇	七〇	
八一	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	七〇	六〇	五〇	

八六	八七			八八	八九	
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）			パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は紙製造業で古紙を原料とし脱イキ又は漂白パルプ製造工程を行うもの（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	
	ア	イ	ア		ア	イ
	日平均排水量五、〇〇〇㎥以上の事業場に限る。	日平均排水量五、〇〇〇㎥未満の事業場に限る。	日平均排水量五、〇〇〇㎥以上の事業場に限る。		日平均排水量五、〇〇〇㎥以上の事業場に限る。	日平均排水量五、〇〇〇㎥未満の事業場に限る。
	五〇	四〇	三〇	五〇	二〇	二三〇
	五〇	三〇	三〇	四〇	二〇	一〇〇
	五〇	二〇	二〇	四〇	七〇	九〇

	八九															
の	機械すき和紙製造業		手すき和紙製造業	塗工紙製造業	段ボール製造業	重包装紙袋製造業	セロファン製造業	乾式法による繊維板製造業	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	製版業	窒素質・りん酸質肥料製造業	複合肥料製造業	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	
	ア	イ														
イ	日平均排水量五、〇〇〇㎥以上の事業場に限る。	日平均排水量五、〇〇〇㎥未満の事業場に限る。														
未満の事業場に限る。〇〇〇㎥	七〇	八〇	九〇	二〇	三〇	七〇	三〇	四〇	六〇	五〇	五〇	五〇	三〇	三〇	三〇	
六〇	七〇	八〇	九〇	二〇	三〇	七〇	三〇	四〇	九〇	三〇	五〇	五〇	三〇	三〇	三〇	
五〇	七〇	七〇	八〇	二〇	二〇	七〇	三〇	四〇	六〇	三〇	五〇	五〇	三〇	三〇	三〇	
	パルプ製造工程を有するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八〇、七〇とする。	パルプ製造工程を有するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、九〇、七〇とする。														

一〇五	ソーダ工業							三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇とする。 二　クロロプレンゴム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一三〇、一三〇とする。
一〇六	電炉工業							
一〇七	無機顔料製造業							黄鉛製造工程を有するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、五〇とする。
一〇八	無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）							一　硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあっては、第三欄の値は、四〇とする。 (3)　希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇とする。
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	ア	日平均排水量五〇〇〇㎥以上の事業場に限る。	八〇	七〇	五〇		一　青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、二一〇、一九〇とする。 二　塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、八〇、八〇とする。 三　エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一四〇、一三〇とする。
		イ	日平均排水量五〇〇〇㎥未満の事業場に限る。	九〇	八〇	五〇		
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの							合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一八〇とする。
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの							メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。 一　乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第

一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの							三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇とする。 二　クロロプレンゴム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一三〇、一三〇とする。
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの							一　有機ゴム薬品製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二七〇、二六〇、二六〇とする。 二　有機農薬原体製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一一四	石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）							
一一五	脂肪族系中間物製造業							一　青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、二一〇、一九〇とする。 二　塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、八〇、八〇とする。 三　エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。
一一六	メタン誘導品製造業							
一一七	発酵工業							
一一八	コールタール製品製造業							合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一九〇とする。
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業							

二二	プラスチック製造業	四〇	三〇	二〇	一　メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、六〇、五〇とする。 二　硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。
二三	合成ゴム製造業	四〇	四〇	四〇	一　乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。 二　クロロプレンゴム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一三〇、一三〇とする。
二三	有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	九〇	九〇	八〇	一　有機ゴム薬品製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二八〇、二七〇、二七〇とする。 二　有機農薬原体製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二四〇、二一〇、一七〇とする。
二三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	五〇	四〇	三〇	
二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	三〇	三〇	三〇	
二五	合成繊維製造業	三〇	二〇	二〇	アクリル系繊維製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、四〇、三〇とする。
二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	四〇	四〇	三〇	
二七	石けん・合成洗剤製造業	一〇	一〇	一〇	
二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	四〇	四〇	

二九	塗料製造業				
二〇	印刷インキ製造業	四〇	四〇	三〇	
二一	医薬品原薬・製剤製造業 ア　日平均排水量五〇〇〇㎥以上の事業場に限る。	九〇	八〇	七〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄の(3)の値は、八〇とする。
	イ　日平均排水量五〇〇〇㎥未満の事業場に限る。	一〇〇	九〇	七〇	
二二	医薬品製剤製造業	四〇	三〇	三〇	
二三	生物学的製剤製造業	三〇	三〇	三〇	
二四	生薬・漢方製剤製造業	二〇	二〇	二〇	
二五	動物用医薬品製造業	六〇	六〇	五〇	
二六	火薬類製造業	二〇	二〇	二〇	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。
二七	農薬製造業	三〇	三〇	二〇	
二八	合成香料製造業	一二〇	一二〇	一二〇	
二九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	二〇	
三〇	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業				
三一	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	三〇	二〇	二〇	
三二	写真感光材料製造業	一〇	一〇	一〇	
三三	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	五〇	五〇	五〇	
三四	イオン交換樹脂製造業	一七〇	一七〇	一三〇	

一四九	化学工業（一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	六〇	四〇	四〇
一四七	石油精製業	二〇	二〇	二〇
一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	三〇
一四九	コークス製造業	一八〇	一八〇	九〇
一五〇	石油コークス製造業	七〇	七〇	五〇
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一〇	一〇	一〇
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	六〇	四〇	四〇
一五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	四〇	二〇	二〇
一五四	なめしかわ製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一五五	毛皮製造業	五〇	五〇	五〇
一五六	板ガラス製造業	一〇	一〇	一〇
一五七	板ガラス加工業			
一五八	ガラス製加工素材製造業			
一五九	ガラス容器製造業			
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業			
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業			
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	六〇	六〇	五〇
一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	四〇	三〇

潤滑油製造工程を有するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。

硫酸洗浄工程を有するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、四〇、四〇とする。

一六四	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	二〇	二〇	二〇
一六五	生コンクリート製造業	一五	一五	一五
一六六	コンクリート製品製造業	二〇	二〇	二〇
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）			
一六八	黒鉛電極製造業	三〇	二〇	二〇
一六九	砕石製造業			
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業			
一七一	うわ薬製造業			
一七二	高炉による製鉄業	一〇	一〇	一〇
一七三	フェロアロイ製造業	二〇	二〇	二〇
一七四	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	一〇	一〇	一〇
一七五	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	二〇	二〇	二〇
一七六	熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）			
一七七	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）			
一七八	冷間ロール成型形鋼製造業			
一七九	鋼管製造業			
一八〇	伸鉄業	一〇	一〇	一〇
一八一	磨棒鋼製造業	二〇	一五	一〇
一八二	引抜鋼管製造業	一〇	一〇	一〇

コークス炉を有するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇、三〇とする。

一八六	伸線業			
一八七	ブリキ製造業			
一八八	亜鉛鉄板製造業	二〇	二〇	二〇
一八九	めっき鋼管製造業			
一九〇	めっき鉄鋼線製造業			
一九一	表面処理鋼材製造業（一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）			
一九二	鍛鋼製造業			
一九三	鍛工品製造業			
一九四	鋳鋼製造業			
一九五	銑鉄鋳物製造業（一九六の項及び一九七の項に掲げるものを除く。）	一〇	一〇	一〇
一九六	鋳鉄管製造業			
一九七	可鍛鋳鉄製造業			
一九八	鉄粉製造業			
一九九	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）			
二〇〇	非鉄金属製造業	三〇	二〇	二〇
二〇一	電気めっき業	六〇	六〇	五〇
二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	二〇	二〇
二〇三	一般機械器具製造業			
二〇四	プリント回路板製造業	四〇	三〇	二〇
二〇五	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）			
二〇六	輸送用機械器具製造業			
二〇七	精密機械器具製造業	二五	一五	一五
二〇八	ガス製造工場	二〇	二〇	二〇
二〇九	下水道業	三〇	三〇	三〇 活性汚泥法又は標準散水ろ床法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。
二一〇	空瓶卸売業	三〇	二〇	二〇
二一一	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設をいう。）	四〇	四〇	三〇
二一二	弁当仕出屋又は弁当製造業	七〇	六〇	五〇
二一三	飲食店	七〇	六〇	四〇 平成一八年二月一日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。
二一四	旅館			
二一五	リネンサプライ業	五〇	五〇	四〇
二一六	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	五〇	四〇	三〇
二一八	写真業又は写真現像・焼付業	八〇	六〇	六〇
二一九	自動車整備業	二〇	二〇	二〇 平成一八年二月一日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。
二二〇	病院			一　昭和六十二年六月三十日以前に設置されたものにあっ
二二一				

	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限る。）	四〇	三〇	三〇	二　第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。 三　平成一八年二月一日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二三〇、二三〇、二三〇とする。 四　備考三のうち建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二三〇、二三〇とする。
三三	三三	六〇	六〇	五〇	一　平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄の(3)の値は、六〇とする。 二　昭和五十五年建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものにあっては、一の規定にかかわらず、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、六〇とする。 三　平成一八年二月一日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、二三〇、三〇とする。
三三	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	五〇	四〇	三〇	一　昭和六十二年六月三十日以前に設置されたものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、三〇とする。 二　嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性
三四	ごみ処理業	四〇	三〇	三〇	汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇、三〇とする。
三五	廃油処理業	二〇	二〇	二〇	
三六	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	三〇	
三七	死亡獣畜取扱業	四〇	四〇	四〇	
三八	と畜場	六〇	六〇	五〇	
三九	中央卸売市場	二〇	二〇	二〇	
三〇	地方卸売市場				
三一	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	四〇	三〇	三〇	
三二	一　指定地域内事業場のし尿又は雑排水（二二一及び二二二の項に係るものを除く。）	九〇	七〇	六〇	
	二　水道浄水場業	三〇	二〇	二〇	
	三　自動式車輌洗浄施設に係るもの	四〇	三〇	三〇	
	四　プラスチックフィルム製造業	三〇	二〇	二〇	
	五　スポーツ用品製造業	六〇	四〇	三〇	
	六　一から五までに分類されないもの	二〇	二〇	二〇	

岐阜県告示第四百三十八号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）第四条の五

第一項及び第二項の規定により、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第二第二号イに掲げる区域内の特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、窒素含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成十九年九月一日から適用し、窒素含有量に係る総量規制基準（平成十四年岐阜県告示第三百八十九号）は、廃止する。ただし、平成二十一年三月三十一日までの間は、Cn、Cno及びCni（平成十九年九月一日以後に法第二条第二項に規定する特定施設（法第二条第三項に規定する指定地域特定施設を含む。以下「特定施設」という。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（以下「増加する特定排出水の量」という。）に対応するCniを除く。）に相当する値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値並びにQni（「増加する特定排出水の量」を除く。）に相当する値については、なお従前の例による。

平成十九年六月十八日

岐阜県知事　古　田　肇

窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表下欄に掲げるとおりとする。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
一	平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、二の項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
二	平成十四年十月一日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後に法第五条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$

備考　この表に掲げる式において、Ln、Cn、Qn、Cni、Cno、Qni及びQnoは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ln　排出が許容される汚濁負荷量（単位　一日につきキログラム）

Cn　別表窒素含有量の欄（以下「第三欄」という。）(1)に掲げる窒素含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）

Qn　特定排出水の量（単位　一日につき立方メートル）

Cni　第三欄(2)に掲げる窒素含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）

Cno　Cnと同じ値（単位　一リットルにつきミリグラム）

Qni　平成十四年十月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位　一日につき立方メートル）

Qno　特定排出水の量（Qniを除く。）（単位　一日につき立方メートル）

別表

窒素含有量に係る総量規制基準

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）(1)	窒素含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）(2)	備考
二	畜産農業	一三〇	六〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	六〇	
四	非金属鉱業	一五	一〇	
五	肉製品製造業	二五	一〇	
六	乳製品製造業			
七	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	三五	一〇	

八	水産缶詰・瓶詰製造業	二〇	一〇	
九	寒天製造業	二五	一〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	一〇	
一一	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二五	一〇	
一二	冷凍水産物製造業	二五	一〇	
一三	冷凍水産食品製造業			
一四	水産食料品製造業（八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	四〇	一〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	二五	一〇	
一六	野菜漬物製造業	二〇	一〇	
一七	味そ製造業			
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	一〇	
一九	うまみ調味料製造業	二〇	一〇	
二〇	ソース製造業			
二一	食酢製造業			
二二	砂糖精製業	二五	一〇	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	二五	一〇	
二四	小麦粉製造業	二〇	一〇	
二五	パン製造業	二五	一〇	
二六	生菓子製造業	二〇	一〇	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	二五	一〇	
二八	米菓製造業	二五	一〇	

二九	パン・菓子製造業（二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	二〇	一〇	
三〇	植物油脂製造業	二〇	一〇	
三一	動物油脂製造業	二〇	一〇	
三二	食用油脂加工業			
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			
三四	穀類でんぷん製造業	二五	一〇	
三五	めん類製造業	二五	一〇	
三六	豆腐・油揚製造業	三〇	一〇	
三七	あん類製造業	二五	一〇	
三八	冷凍調理食品製造業	三〇	一〇	
三九	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	二〇	一〇	
四〇	清涼飲料製造業	二五	一〇	
四一	果実酒製造業	二五	一〇	
四二	ビール製造業	二〇	一〇	
四三	清酒製造業	二五	一〇	
四四	蒸留酒・混成酒製造業	二〇	一〇	
四五	インスタントコーヒー製造業			
四六	配合飼料製造業	二五	一〇	
四七	単体飼料製造業	二〇	一〇	
四八	有機質肥料製造業			
四九	たばこ製造業			

五一	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む）			
五五	繊維工業（五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	二五	一〇	
毛	繊維工業で麻製織工程に係るもの	一五	一〇	
天	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	一〇	一〇	
五九	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	三〇	一〇	綿織物捺染工程にあっては、第三欄(1)の値は、七〇とする。
六〇	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二五	一〇	
六一	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	一〇	一〇	
六三	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二五	一〇	
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの			
六五	繊維工業でフエルト製造工程に係るもの	一五	一〇	
六六	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			
六八	繊維工業（五五の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇	一〇	
六九	一般製材業又は木材チップ製造業			

七一	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業			
七五	木材薬品処理業			
七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	一〇	一〇	
七七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの			
七八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの			
七九	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			
八〇	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの			
八一	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			
八二	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	一五	一〇	
八三	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	一〇	一〇	
八四	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製			

	造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	八五	一五	一〇
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの			
八六	パルプ製造業、洋紙製造業又はグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	一〇	一〇	
八七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）			
八八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	一五	一〇	
八九	機械すき和紙製造業			
九〇	手すき和紙製造業	一〇	一〇	
九一	塗工紙製造業			
九二	段ボール製造業			
九三	重包装紙袋製造業			
九四	セロファン製造業	一五	一〇	
九五	乾式法による繊維板製造業	一〇	一〇	
九六	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）			
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一〇〇	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	二五	一〇	
一〇一	製版業			

一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	一五	一〇	一〇 一　アンモニア製造工程にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ四〇、三〇とする。 二　アンモニア誘導品製造工程にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、二〇〇とする。 三　尿素製造工程にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、一〇〇とする。
一〇三	複合肥料製造業			
一〇四	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）		一〇	一〇 一　バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三〇〇、四〇とする。 二　酸化コバルト製造工程にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ四一〇、四〇とする。 三　モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三〇〇、四〇とする。 四　イットリウム酸化物製造工程にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ一三〇、四〇とする。 五　酸化銀製造工程にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ一三〇、四〇とする。 六　酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ一四〇、四〇とする。 七　窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ一二〇、
一〇五	ソーダ工業			
一〇六	電炉工業	一五	一〇	
一〇七	無機顔料製造業	二五	二〇	
一〇八	無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	四〇	二〇	

	一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	五〇	一〇	四〇とする。
	一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一五	一〇	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三五、二〇とする。
	一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	四五	一〇	
	一一三	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一五	一〇	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五〇、二〇とする。
	一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	二五	一〇	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三五、一五とする。
	一一四	石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）			一　窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ四五、二五とする。 二　青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、三〇とする。
	一一五	脂肪族系中間物製造業	一五	一〇	
	一一六	メタン誘導品製造業			
	一一七	発酵工業			
	一一八	コールタール製品製造業	三七〇	二五〇	
	一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一五	一〇	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五五、三〇とする。 窒素又はその化合物を原料又
	一二〇	プラスチック製造業	二〇	一〇	は乳化助剤として使用するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ四五、一五とする。
	一二一	合成ゴム製造業	三五	一〇	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ七〇、二五とする。
	一二二	有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	五〇	一〇	一　窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ八五、一五とする。 二　イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ一二〇、一五とする。 三　メラミン製造工程にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ一二〇、八五〇とする。 四　化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）にあっては、第三欄(1)の値は、一一〇とする。
	一二三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	一〇	一〇	
	一二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	一五	一〇	
	一二五	合成繊維製造業	一〇	一〇	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ、五〇、二五とする。
	一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業			
	一二七	石けん・合成洗剤製造業	一五	一〇	
	一二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）			
	一二九	塗料製造業			
	一三〇	印刷インキ製造業			
		医薬品原薬製造工程（窒素又			

一三	医薬品原薬・製剤製造業	四〇	一〇	はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ八五、二〇とする。
一三	医薬品製剤製造業	一〇	一〇	
一三	生物学的製剤製造業	一〇	一〇	
一四	生薬・漢方製剤製造業	一五	一〇	
一五	動物用医薬品製造業	二五	一〇	
一六	火薬類製造業	一五	一〇	
一七	農薬製造業	七〇	一〇	
一八	合成香料製造業	二五	一〇	
一九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一〇	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	一五	一〇	
一二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	二五	一〇	
一三	写真感光材料製造業	一五	一〇	
一四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	一〇	一〇	
一五	イオン交換樹脂製造業	一五	一〇	
一六	化学工業（一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	四〇	一〇	
一七	石油精製業	一〇	一〇	
一八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	一〇	一〇	
一九	コークス製造業	五四〇	三二〇	
二〇	石油コークス製造業	一〇	一〇	
二一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一〇	一〇	
二二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	二五	一〇	
二三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	二五	一〇	
二四	なめしかわ製造業	二〇	一〇	
二五	毛皮製造業	一〇	一〇	
二六	板ガラス製造業	一〇	一〇	
二七	板ガラス加工業	一〇	一〇	
二八	ガラス製加工素材製造業	一〇	一〇	
二九	ガラス容器製造業	一〇	一〇	
三〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一〇	一〇	
三一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一〇	一〇	
三二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	二〇	一〇	
三三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二五	一〇	
三四	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	二〇	一〇	
三五	生コンクリート製造業	一五	一〇	
三六	コンクリート製品製造業	一五	一〇	
三七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
三八	黒鉛電極製造業	一五	一〇	
三九	砕石製造業	一五	一〇	
四〇	鉱物・土石粉砕等処理業	二〇	一〇	
四一	うわ薬製造業	二五	一〇	
				コークス製造工程にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五四〇、三二一

一七三	高炉による製鉄業	一〇	一〇	二〇とする。ステンレス硝酸酸洗浄工程を有するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五五、四〇とする。
一七五	フェロアロイ製造業	一五	一〇	
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	一〇	一〇	
一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	二〇	一〇	
一七九	熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一八〇	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）	一〇	一〇	
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業			
一八二	鋼管製造業	一五	一〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五五、四〇とする。
一八三	伸鉄業	一〇	一〇	
一八四	磨棒鋼製造業			
一八五	引抜鋼管製造業	一五	一〇	
一八六	伸線業			
一八七	ブリキ製造業	一〇	一〇	
一八八	亜鉛鉄板製造業			
一八九	めっき鋼管製造業	一五	一〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五五、四〇とする。
一九〇	めっき鉄鋼線製造業			
一九一	表面処理鋼材製造業（一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	三〇	一〇	
一九二	鍛鋼製造業	一〇	一〇	
一九三	鍛工品製造業	一五	一〇	
一九四	鋳鋼製造業	一〇	一〇	
一九五	銑鉄鋳物製造業（一九六の項及び一九七の項に掲げるものを除く。）			
一九六	鋳鉄管製造業			
一九七	可鍛鋳鉄製造業			
一九八	鉄粉製造業			
一九九	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五五、四〇とする。
二〇〇	非鉄金属製造業			
二〇一	電気めっき業	三〇	一〇	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ八五、三五とする。
二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	一〇	一　溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ四五、二五とする。 二　アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ九〇、二五とする。
二〇三	一般機械器具製造業	三〇	一〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第三欄(1)の値は、二五とする。
二〇四	プリント回路板製造業			
二〇五	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	二五	一〇	一　民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三〇、一五とする。 二　半導体素子製造工程にあっては、第三欄(1)及び(2)の値

				は、それぞれ三五、一五とする。
二〇六	輸送用機械器具製造業			自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三〇、一五とする。
二〇七	精密機械器具製造業	一五	一〇	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあっては、第三欄(1)の値は、三五とする。
二〇八	ガス製造工場	一〇	一〇	
二〇九	下水道業	二五	二五	一　活性汚泥法、標準散水床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、一五とする。 二　高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、三五とする。
二一〇	空瓶卸売業	二〇	一〇	
二一一	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設をいう。）	三〇	一〇	
二一二	弁当仕出屋又は弁当製造業	二五	一〇	
二一三	飲食店	五五	一五	
二一四	旅館	四〇	一五	
二一五	リネンサプライ業	一五	一〇	
二一六	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	一〇	
二一八	写真業又は写真現像・焼付業	二五	一五	

二一九	自動車整備業	二〇	一〇	
二二〇	病院	四五	一五	
二二一	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限る。）	六〇	二五	第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ二五、二〇とする。
二二二	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下二〇一人以上のものに限る。）	六〇	三〇	第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三〇、二五とする。
二二三	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	五五	二五	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三五、二〇とする。
二二四	ごみ処理業	二〇	一〇	
二二五	廃油処理業	一五	一〇	
二二六	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	二〇	
二二七	死亡獣畜取扱業	二五	一五	
二二八	と畜場	四五	一五	
二二九	中央卸売市場	二〇	一五	
二二〇	地方卸売市場	二五	一五	
二二一	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	三〇	一五	
二二三	二の項から前項までに分類されないもの	三五	一〇	

岐阜県告示第四百三十九号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）第四条の五第一項及び第二項の規定により、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第二第二号イに掲げる区域内の特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、りん含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成十九年九月一日から適用し、りん含有量に係る総量規制基準（平成十四年岐阜県告示第三百九十号）は、廃止する。ただし、平成二十一年三月三十一日までの間は、Cp、Cpo及びCpi（平成十九年九月一日以後に法第二条第二項に規定する特定施設（法第二条第三項に規定する指定地域特定施設を含む。以下「特定施設」という。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（以下「増加する特定排出水の量」という。）に対応するCpiを除く。）に相当する値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値並びにQpi（「増加する特定排出水の量」を除く。）に相当する値については、なお従前の例による。

平成十九年六月十八日

岐阜県知事　古　田　肇

りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表下欄に掲げるとおりとする。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
一	平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、二の項に掲げるものを除く。）	$Lp=Cp\cdot Qp\times10^{-3}$
二	平成十四年十月一日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後に法第五条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$Lp=(Cpi\cdot Qpi+Cpo\cdot Qpo)\times10^{-3}$

備考　この表に掲げる式において、Lp、Cp、Qp、Cpi、Cpo、Qpi及びQpoは、それぞれ次の値を表すものとする。

Lp　排出が許容される汚濁負荷量（単位　一日につきキログラム）

Cp　別表りん含有量の欄（以下「第三欄」という。）(1)に掲げるりん含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）

Qp　特定排出水の量（単位　一日につき立方メートル）

Cpi　第三欄(2)に掲げるりん含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）

Cpo　Cpと同じ値（単位　一リットルにつきミリグラム）

Qpi　平成十四年十月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位　一日につき立方メートル）

Qpo　特定排出水の量（Qpiを除く。）（単位　一日につき立方メートル）

別表

りん含有量に係る総量規制基準

整理番号	業種その他の区分	りん含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）(1)	(2)	備考
二	畜産農業	二四	八	
三	天然ガス鉱業	一	一	
四	非金属鉱業	一・五	一	
五	肉製品製造業	四	一	

六	乳製品製造業	七・五	一		
七	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	八・五	一		
八	水産缶詰・瓶詰製造業	三	一		
九	寒天製造業	四・五	一・五		
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三	一・五		
一一	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三	一		
一二	冷凍水産物製造業	三	一・五		
一三	冷凍水産食品製造業	四	一		
一四	水産食料品製造業（八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	七	一・五		
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	五・五	一		
一六	野菜漬物製造業	六	一		
一七	味そ製造業	四	一・五		
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	五・五	一・五		
一九	うまみ調味料製造業	二・五	一		
二〇	ソース製造業	三	一		
二一	食酢製造業	三	一・五		
二二	砂糖精製業	一・五	一		
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五	一・五		
二四	小麦粉製造業	三	一・五		
二五	パン製造業	二	一		
二六	生菓子製造業	六	一		
二七	ビスケット類・干菓子製造業	三	一		
二八	米菓製造業	七・五	一・五		
二九	パン・菓子製造業（二二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	四・五	一・五		
三〇	植物油脂製造業	三	一	米糠を原料として使用するものにあっては、第三欄(1)の値は、四とする。	
三一	動物油脂製造業	二	一		
三二	食用油脂加工業	三・五	一		
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	二	一		
三四	穀類でんぷん製造業	三	一・五		
三五	めん類製造業	五	一		
三七	豆腐・油揚製造業	六	一		
三八	あん類製造業	四・五	一		
三九	冷凍調理食品製造業	六・五	一		
四〇	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	三・五	一		
四一	清涼飲料製造業	五	一		
四二	果実酒製造業	一・五	一		
四三	ビール製造業	三	一・五		
四四	清酒製造業	三	一		
四五	蒸留酒・混成酒製造業				
四六	インスタントコーヒー製造業	二・五	一		
四七	配合飼料製造業	二	一		
四八	単体飼料製造業				

四九	有機質肥料製造業	一・五	一
五〇	たばこ製造業	二	一
五一	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）		
五五	繊維工業（五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	三・五	一
五七	繊維工業で麻製織工程に係るもの	二	一
五八	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	一	一
五九	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	五・五	一
六〇	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	四	一
六一	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	四・五	一
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	三・五	一
六三	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	二	一
六五	繊維工業でフエルト製造工程に係るもの	一	一
六六	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	二	一

六八	繊維工業（五五の項から前項までに掲げるものを除く。）	二・五	一
六九	一般製材業又は木材チップ製造業	二	一
七一	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	一・五	一
七五	木材薬品処理業	二	一
七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	一	一
七七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		
七八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		
七九	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		
八〇	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	二	一
八一	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	一	一
八二	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	一・五	一
八三	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とする	一	一

	パルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			
八四	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	一・五	一	
八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの			
八六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	一	一	
八七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
八八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの			
八九	機械すき和紙製造業			
九〇	手すき和紙製造業	一	一	
九一	塗工紙製造業			
九二	段ボール製造業			
九三	重包装紙袋製造業			
九四	セロファン製造業	一・五	一	
九五	乾式法による繊維板製造業	一	一	
九六	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）			

一〇〇	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	三・五	一	
一〇一	製版業	三	一	
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	二	一	
一〇三	複合肥料製造業			
一〇四	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一	一	
一〇五	ソーダ工業	一・五	一	
一〇六	電炉工業	二	一	
一〇七	無機顔料製造業	一	一	
一〇八	無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	二	一	りん及びりん化合物製造工程にあっては、第三欄(1)の値は、二一とする。
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	三	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ七、四とする。
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第三欄(1)の値は、二・五とする。
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	二・五	一	
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一	一	
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	二	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第三欄(1)の値は、三とする。
一一四	石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一	一	
一一五	脂肪族系中間物製造業	一・五	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第三欄(1)の値は、

				及び(2)の値は、それぞれ五、二・五とする。
二六	メタン誘導品製造業	二	一	
二七	発酵工業	一・五	一	
二八	コールタール製品製造業	二	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ六・五、四とする。
二九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一・五	一	
二〇	プラスチック製造業	二	一	
二一	合成ゴム製造業	二・五	一	
二二	有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	五	一	有機りん系農薬原体製造工程にあっては、第三欄(1)の値は、一三とする。
二三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの			
二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	二	一	
二五	合成繊維製造業	一	一	
二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	二	一	
二七	石けん・合成洗剤製造業			
二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
二九	塗料製造業			
二〇	印刷インキ製造業	二	一	
二一	医薬品原薬・製剤製造業	四	一	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、第三欄(1)の値は、八とする。
二二	医薬品製剤製造業	一	一	
二三	生物学的製剤製造業			

二四	生薬・漢方製剤製造業	二	一	
二五	動物用医薬品製造業	五	一	
二六	火薬類製造業	一・五	一	
二七	農薬製造業	五・五	一	
二八	合成香料製造業	三	一	
二九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	二	一	
二〇	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業			
二一	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	三・五	一	
二二	写真感光材料製造業	一・五	一	
二三	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			
二四	イオン交換樹脂製造業	一	一	
二五	化学工業（一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	二・五	一	
二六	石油精製業	一	一	
二七	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
二八	コークス製造業	一	一	
二九	石油コークス製造業	二	一	
二〇	自動車タイヤ・チューブ製造業	一・五	一	
二一	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの			
二二	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	二・五	一	
二三	なめしかわ製造業	二	一	
二四	毛皮製造業			

一六六	板ガラス製造業	一	一	
一六七	板ガラス加工業			
一六八	ガラス製加工素材製造業	一・五	一	
一六九	ガラス容器製造業	一	一	
一七〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業			
一七一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業			
一七二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	一・五	一	
一七三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）			
一七四	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	二	一	
一七五	生コンクリート製造業	一・五	一	
一七六	コンクリート製品製造業	二	一	
一七七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）			
一七八	黒鉛電極製造業	一・五	一	
一七九	砕石製造業			
一八〇	鉱物・土石粉砕等処理業	二	一	
一八一	うわ薬製造業	一・五	一	
一八二	高炉による製鉄業	一	一	
一八三	フェロアロイ製造業			
一八四	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）			
一八五	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	一・五	一	

一八六	熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）	一	一	
一八七	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）			
一八八	冷間ロール成型形鋼製造業			
一八九	鋼管製造業			
一八〇	伸鉄業			
一八一	磨棒鋼製造業	一・五	一	
一八二	引抜鋼管製造業			
一八三	伸線業	一	一	
一八四	ブリキ製造業	二	一	
一八五	亜鉛鉄板製造業	一	一	
一八六	めっき鋼管製造業			
一八七	めっき鉄鋼線製造業			
一八八	表面処理鋼材製造業（一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	一・五	一	
一八九	鍛鋼製造業	一	一	
一九〇	鍛工品製造業	二	一	
一九一	鋳鋼製造業	一・五	一	
一九二	銑鉄鋳物製造業（一九六の項及び一九七の項に掲げるものを除く。）	一	一	
一九三	鋳鉄管製造業			
一九四	可鍛鋳鉄製造業	一・五	一	
一九五	鉄粉製造業	一	一	
一九六	鉄鋼業（一七三の項から前項ま			

	でに掲げるものを除く。）				
二〇〇	非鉄金属製造業	一・五	一	一	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第三欄(1)の値は、六とする。
二〇一	電気めっき業	三・五	一	一	アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄(1)の値は、一三とする。
二〇三	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	四	一	一	
二〇三	一般機械器具製造業	二・五	一	一	
二〇四	プリント回路板製造業	二	一	一	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄(1)の値は、三・五とする。
二〇五	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械機具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	二・五	一	一	
二〇六	輸送用機械器具製造業	三	一	一	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄(1)の値は、六・五とする。
二〇七	精密機械器具製造業	二			
二〇八	ガス製造工場	二	一		
二〇九	下水道業	二・五	二・五		一　活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法によりりん下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、一・五とする。 二　高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）を除く。）にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、二・五とする。

二一〇	空瓶卸売業	四	二		
二一一	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設をいう。）	四	一・五		
二一二	弁当仕出屋又は弁当製造業	六・五	二		
二一三	飲食店	五・五	二		
二一四	旅館	四・五	二		
二一五	リネンサプライ業	六・五	一		
二一六	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	四・五	一		
二一八	写真業又は写真現像・焼付業	四・五	二		
二一九	自動車整備業	三・五	二		
二二〇	病院	四・五	二		
二二一	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限る。）	八	三	第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、二とする。	水を処理するものに限る。）にあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、四・五とする。
二二三	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下二〇一人以上のものに限る。）	八	三	第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、二・五とする。	
二二三	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	六・五	二・五	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三、二とする。	

三四	ごみ処理業	一・五	一
三五	廃油処理業	一	一
三六	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	三	一
三七	死亡獣畜取扱業	二・五	二
三八	と畜場	七	二
三九	中央卸売市場	四	二
三〇	地方卸売市場		
三一	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	三	一・五
三三	二の項から前項までに分類されないもの	四・五	一

公示

○水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の決定

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の三に規定する総量削減計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年六月十八日

岐阜県知事　古田　肇

この総量削減計画は、水質汚濁防止法第四条の三の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第二第二号イに掲げる区域について、平成十八年十一月二十一日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

一　削減の目標

平成二十一年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

1　化学的酸素要求量に係る発生源別の削減目標量

区分	削減目標量（トン／日）	（参考）平成十六年度における量（トン／日）
生活排水	一八	二二
産業排水	一八	一九
その他	六	六

2　窒素含有量に係る発生源別の削減目標量

区分	削減目標量（トン／日）	（参考）平成十六年度における量（トン／日）
生活排水	一〇	一〇
産業排水	五	五
その他	一八	一九

3　りん含有量に係る発生源別の削減目標量

区分	削減目標量（トン／日）	（参考）平成十六年度における量（トン／日）
生活排水	一・一	一・三
産業排水	〇・六	〇・六
その他	〇・六	〇・六

二　削減目標量の達成のための方途

1　生活系排水対策

伊勢湾の汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、市町村等と協力しながら、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等それぞれの特性を考慮し、地域の実情に応じ、各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

(一)　下水道の整備等

下水道の整備については、県・各市町村の下水道整備計画に基づき目標年度までに表に掲げる処理人口を目標にその整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図るものとする。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入については、閉鎖性水域である伊勢湾の富栄養化防止等を目的に、その実施を図るものとする。

合流式下水道については、越流水の現状把握に努め、その改善を推進するものとする。

表　下水道整備計画

年度	行政人口（千人）	処理人口（千人）
平成二十一年度	二、〇〇三	一、一五六【七七四】

備考　【　】内は、高度処理人口を示す（内数）。

(二)　その他の生活排水処理施設の整備等

浄化槽については、浄化槽整備事業費補助制度の活用等により、その整備を促進するものとする。また、建築基準法、浄化槽法等に基づき、適正な設置並びに法定検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

なお、既設の単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽等への転換を促進し、生活雑排水対策を図るものとする。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備、促進を図るものとする。

コミュニティ・プラントについては、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備、促進を図るものとする。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、整備を促進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

(三)　一般家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法に基づき市町村と協力し、従来から進めている調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の適正使用等、各家庭でできる発生源対策（ブルーリバー作戦）の一層の推進を図るものとする。

また、特に生活排水対策の実施が必要な地域を生活排水対策重点地域として指定し、計画的、総合的な生活排水対策を推進するものとする。

2　産業系排水対策

(一)　総量規制基準の設定

指定地域内事業場（水質汚濁防止法施行令別表第二第二号イに掲げる区域内の特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のものをいう。以下同じ。）については、汚濁負荷量の削減のために採られた取り組みとその難易度、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果、除去率の季節変動等を考慮し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることに鑑み、特別の総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

Cc等の値等については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成十八年環境省告示第百三十四号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成十八年環境省告示第百三十五号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成十八年環境省告示第百三十六号）により定めることとし、一部の業種等については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

(二) 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準の適用されない工場・事業場のうち、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和四十六年岐阜県条例第三十三号）及び「岐阜県公害防止条例」（昭和四十三年岐阜県条例第三十五号）の排水規制の対象となっているものについては、立入検査、水質検査等を行い汚濁負荷量の削減についての指導等を行うものとする。また、指定地域内の日排水量が五十立方メートル未満の事業場については、排出水の実態等を考慮し、「小規模事業場排水対策マニュアル」（平成十三年三月環境省環境管理局）等に基づき、適正な排水処理について啓発等を行い、汚濁負荷量の削減に努める。

さらに、排水規制の適用を受けない工場・事業場については、排出水の特性について、その実態の把握に努め、適正な排水処理、その他汚濁負荷量を削減するために必要な措置をとるよう、指導、啓発等を行うものとする。

3 その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえ、きめ細かな対策を講じるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

(一) 農地からの負荷削減対策

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成十一年法律第百十号）に基づく環境保全型農業や、本県独自の制度である「ぎふクリーン農業（農薬及び化学肥料をそれぞれ三十パーセント以上削減）」の推進等を通じて化学肥料の施用量の低減と堆肥等の適正使用等により、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。

(二) 畜産排水対策

畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成十一年法律第百十二号）及び「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」（昭和四十九年五月二十二日制定）等に基づき、家畜排せつ物の適正な処理を推進すること等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。

三 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

1 河川底質汚泥の除去等

河川の底質汚泥による水質の悪化を防止するため、必要に応じ、汚泥の除去のためのしゅんせつ等を行うものとし、あわせて、河川の自然環境の保全・回復措置を行うものとする。

また、河川直接浄化施設等の整備を必要に応じて行うものとする。

2 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実を図るものとする。

3 教育、啓発等

水質総量規制をより効果的に推進するには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、総量規制の主旨及び内容について、自治体の広報紙やホームページ等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の削減に努めるものとする。

事業者に対しては、団体が実施する研修会等を通じ、本計画の主旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請するものとする。

また、県民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童、生徒に対しては、学校教育の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及及び啓発に努めるものとする。

4 調査研究体制の整備

本計画の目標を達成するため、排水処理技術の向上、水質汚濁機構の解明、汚濁負荷量の的確な把握等に関する調査研究の充実に努めるものとする。

5 水使用適正化の推進

水使用の適正化は、水資源の保全とともに、汚濁負荷量の削減にも資することから、一層の推進を図るものとする。

6 中小企業者等への助成措置等

中小企業者等に対し、改善等に対する資金の助成及び技術指導に努め、水質汚濁防止施設の整備等を促進するものとする。

平成十九年六月十八日印刷
平成十九年六月十八日発行
発行者　岐阜市薮田南二丁目一番一号　岐阜県
発行所　岐阜県庁
印刷者　岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三―一　飯尾寛
印刷所　岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三―一　岐阜文芸社
定価　一か年　四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）